

男女共同参画社会をめざす

アゼリア

Azalea

2002.2.28

NO.27

特集 働き方は「私」流



北区女性センター「アゼリアプラネット」利用のご案内

男女共同参画の推進と女性問題に関する学習及び女性相互の交流の機会と場を提供するために設置された施設です。

施設の内容

- ◎学習室・料理室・和室（有料）
男女共同参画を推進することを目的とした団体が利用できます。（団体登録の要件有）
- ◎交流コーナー（無料）
情報交換や出会いの場として気軽に利用できます。
- ◎ワーキングルーム
登録団体が利用できます。
- ◎情報コーナー
女性問題に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオなどの閲覧、貸出を行います。

◇利用の申込み……利用日の2ヵ月前の日の属する月の初日から利用日の前日までに使用申請書を提出し使用料を納付してください。

※受付開始日の申込みは、午前9時30分までに来館してください（以降は随時受け付け）。

問い合わせ先……TEL (03) 3913-0161・0162
FAX (03) 3913-0081

JR・営団地下鉄南北線
王子駅徒歩12分
バス停王子3丁目より徒歩3分



「育児休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）」が改正されました

仕事と育児・介護の両立の推進を目的として、昨年11月に国会で成立しました。

改正された主な点は以下の表のとおりです。

不利益取扱いの禁止規定については既に施行されていますが、その他の規定は4月1日より施行されます。

これらの規定は、原則的に、男女を問わず、子の養育や家族の介護を行う労働者に適用されます（ただし、適用される労働者により一部例外があります）。

さらに、国家公務員や地方公務員の育児休業等を規

定した法律も、育児休業法の趣旨に則り改正され、育児休業法と同じく4月1日より施行されます。

育児休業法の改正により、仕事と育児・介護の両立の推進が期待されます。

また、育児休業法施行から3年後に、育児休業法の施行状況により休暇制度等を総合的に検討するとの規定が設けられました。時代の流れに沿った育児休業法の充実が期待されます。

事 項	改 正 前	改 正 後
労働者が育児・介護休業を申し出た際の不利益取扱いの禁止	解雇のみ禁止	解雇その他不利益な取扱いを禁止 →降格なども規制の対象
育児・介護を行う労働者の請求がある場合の時間外労働の制限	規定なし	1ヶ月24時間、1年で150時間を超えての労働時間の延長の制限
勤務時間短縮等の措置を設ける子の年齢の引き上げ	義務：1歳未満の子 努力義務：1歳以上小学校就学前までの子	義務：3歳未満の子 努力義務：3歳以上小学校就学前までの子
小学校就学前までの子の看護休暇	規定なし	雇用主に対して努力義務
育児・介護が困難になる労働者に対する配置に関する配慮	規定なし	就業場所の変更が伴う場合（転勤等）に子の養育等に配慮すべき義務

アゼリアが変わります

平成2年3月の創刊号（当時の名称は『北区女性だより』）から区民の皆さんに親しまれてきた情報誌『アゼリア』は、新年度から仮称『女性センターだより』として生まれ変わります。

これからも地域からの情報を発信するとともに、より身近な情報紙の発行に努めますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

Azalea No. 27

刊行物登録番号
13-2-009
(2月号)

平成14年2月28日発行

発行／東京都北区総務部
男女共同参画室
〒114-8508
北区王子本町1-15-22
TEL 03-3908-9307
FAX 03-3908-1803

企画・編集／アゼリア編集委員会
区民編集委員
青木伸子
厚美薫
中村昭博
本田りえ
写 真／小田原淑子
協 力／株式会社 タクト・ワン

「アゼリア」の取材で「育ち愛はつと館」をお訪ねしました。お話をうかがいながら館内を見学していると、机の上に「アゼリア」26号の誌面のコピーが.....子育て中のママからの相談電話の対応に、資料を活用して下さっているそうで、編集委員としてもお役に立つてることをまさに実感しました。男女共同参画社会についての情報を区民の方々にお伝えする私たちの活動は、ちゃんと届いているんですね。
（厚美）

編集後記